

第557回広島地方最低賃金審議会  
議事録

広島労働局  
広島地方最低賃金審議会

- 1 日 時 令和6年10月30日(水) 13時58分～14時33分  
2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

- 3 出席者 (公益代表委員) 岡田 行正  
酒井 朋子  
中原 良子  
村上 恵子
- (労働者代表委員) 佐崎 吉宏  
戸村 伸一郎  
橋本 聡  
林 秀彦
- (使用者代表委員) 池久保 典也  
蔵田 秀和  
巢守 佳之  
中野 博之  
長谷川 信男
- (広島労働局) 局長 小沼 宏治  
労働基準部長 木下 麻子  
賃金室長 檀上 昌浩  
室長補佐 重弘 拓也  
賃金指導官 栗林 隆幸  
監察監督官 山崎 勝  
給付調査官 森川 智鶴乃

#### 4 議 事

- (1) 広島県最低賃金専門部会の廃止決定について
- (2) 広島県特定(産業別)最低賃金の改正決定について

#### 5 その他

- (1) 県最賃答申付帯事項に対する対応結果報告について
- (2) 次回開催日程について

議事

**岡田会長**

それでは、定刻より少し早いですが、今日出席御予定の方は全員おそろいですので、ただいまから第 557 回広島地方最低賃金審議会を開催いたします。まず、本審議会の委員の出席状況を事務局から御報告ください。

**重弘室長補佐**

本日の審議会の委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 4 名、労働者代表委員 5 名中 4 名、使用者代表委員 5 名中 5 名、計 13 名の委員に御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告いたします。

**岡田会長**

それでは、議事を進めていきます。まず、議事（1）「広島県最低賃金専門部会の廃止決定」について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

**栗林指導官**

広島県最低賃金専門部会については、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項では、その任務を終了したときは審議会の議決によりこれを廃止するものとする、とされております。

広島県最低賃金については、令和 6 年 8 月 30 日付けの官報に、「時間額 1,020 円に改正する」と公示され、10 月 1 日から発効しておりますので、広島県最低賃金専門部会はその任務を終了したということで、廃止の決定をしていただければと思います。

**岡田会長**

ただいま事務局より説明があったとおりですので、広島県最低賃金専門部会については廃止ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

### 岡田会長

異議なしということで承認いただきましたので、広島県最低賃金専門部会の廃止を決定いたしました。

次の議事ですが(2)「広島県特定(産業別)最低賃金の改正決定」について審議したいと思います。事務局から審議の経過を報告願います。

### 檀上室長

本年度の広島県特定最低賃金に関する審議経過について御報告申し上げます。

最初に、本年度の広島県特定最低賃金専門部会は、広島県特定最低賃金4業種の専門部会が10月28日までに結審しましたこと、御報告いたします。

金属製品製造業、自動車小売業及び船舶等製造業最低賃金につきましては、審議中であり、次回の専門部会は、自動車小売業が11月22日、船舶等製造業が11月5日を予定しております。

金属製品製造業は日程調整中です。

各特定最低賃金専門部会委員の皆様方におかれましては、御多忙の中で、審議日程の確保に御配慮、御協力をいただきまして誠にありがとうございました。それでは、各専門部会の審議経過の概要について御説明いたします。

本年度、広島県特定最低賃金8業種の改正及び「各種商品、各種食料品小売業」の新設について、労働者側から申出がなされたことを受け、事務局でその内容について審査した後、広島地方最低賃金審議会に対して8月5日付けで改正の必要性の有無についての諮問をいたしましたところ、同日、申出のあったもののうち、「各種商品、各種食料品小売業」の新設は「必要性なし」、との答

申となりましたが、それ以外の8業種については保留とされました。

8月21日に再度審議を行った結果、「各種商品小売業」以外の7業種について「改正の必要性あり」、との答申をいただきました。

これを受けて、同日、7業種の金額改正決定に係る諮問をさせていただきました。その後、各特定最低賃金専門部会の委員を任命させていただき、各専門部会において、金属製品製造業、自動車小売業及び船舶等製造業を除き3回の調査審議において結審されました。

各専門部会での審議内容について概要を御報告いたします。

資料No.3、3ページを御覧ください。

上から

- 1 「鉄鋼業」引上額 50 円（時間額 1,114 円）
- 2 「機械器具製造業」引上額 50 円（時間額 1,070 円）
- 3 「電気機械器具製造業」引上額 50 円（時間額 1,045 円）
- 4 「自動車製造業」引上額 50 円（時間額 1,048 円）

となっております。

資料No.5-1から5-7通し番号11ページから42ページに、各専門部会における議事要旨を取りまとめておりますので、御確認願います。なお、各特定最低賃金専門部会の委員につきましては、資料No.4-1から4-7通し番号4ページから10ページまでを御覧ください。この委員名簿の紹介をもちまして、各委員の御紹介に代えさせていただきたく存じます。

**岡田会長**

ただいま、各特定最低賃金専門部会の審議経過につきまして、事務局から説明をいただきましたが、これについて御意見や御質問等ございますか。

（意見、質問なし）

**岡田会長**

特に御意見なしということでございます。続いて、ただいまの事務局からの説明に対しまして、部会長及び部会長代理として審議を進められた公益代表委員の皆様方、何か補足説明等がございますか。

(意見なし)

#### **岡田会長**

特に意見もないようです。それでは各部会で結審した4業種の特定最賃の部会長報告につきまして、事務局から要旨の読み上げをお願いします。

#### **栗林指導官**

各部会長報告につきましては、資料No.6-1から6-3通し番号43ページから48ページまでと机上配付させていただきました別冊資料2にその写しを添付しておりますので御確認願います。それでは、各部会長報告を読み上げさせていただきます。なお、読み上げに際しましては、各報告書の表題、最低賃金額、効力発生日のみとさせていただきます。

(4業種の部会長報告の読み上げ)

#### **岡田会長**

はい、ただいま、4業種の部会長報告を受けたことを確認いたしました。ただいまの部会長報告につきまして、何か御意見や御質問等がございますか。

(意見なし)

#### **岡田会長**

ないようですので、答申案についての審議に入ります。答申案は、先ほど報告いただきました部会長報告のとおりとしてよろしいか、特定最低賃金ごとに

採決いたします。

まず1番目、資料No.6-1通し番号43ページ「広島県製鉄業、鋼材、銑鉄  
鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金」につきまして、賛成の方は  
挙手をお願いします。

(採決)

公益代表表決委員 3名中、賛成3名

労働者代表委員 4名中、賛成0名

使用者代表委員 5名中、賛成5名

次に、反対の方は、挙手をお願いします。

公益代表表決委員 3名中、反対0名

労働者代表委員 4名中、反対4名

使用者代表委員 5名中、反対0名

採決の結果、賛成多数となりましたので、部会長報告のとおり、答申案とさ  
せていただきます。

2番目、別冊資料No.2-1「広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務  
用機械器具製造業最低賃金」につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(採決)

公益代表表決委員 3名中、賛成3名

労働者代表委員 4名中、賛成4名

使用者代表委員 5名中、賛成5名

全会一致で部会長報告のとおり、答申案といたします。

3番目、資料No.6-2通し番号45ページ「広島県電子部品・デバイス・電

子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(採決)

公益代表表決委員 3名中、賛成3名

労働者代表委員 4名中、賛成4名

使用者代表委員 5名中、賛成5名

全会一致で部会長報告のとおり、答申案といたします。

4番目、資料No.6－3通し番号47ページ「広島県自動車・同附属品製造業最低賃金」につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(採決)

公益代表表決委員 3名中、賛成3名

労働者代表委員 4名中、賛成4名

使用者代表委員 5名中、賛成5名

全会一致で部会長報告のとおり、答申案といたします。

ただいま、採決の結果、4業種について、部会長報告のとおり答申案とすることとなりましたので、事務局は答申文案を用意してください。

**檀上室長**

承知いたしました。4業種の答申文案を御用意させていただきます。

答申文案の御用意ができました。

**岡田会長**

それでは、答申文案の要旨の読み上げをお願いします。

**栗林指導官**

それでは、各答申文案を読み上げます。

(答申文読み上げ)

なお、以降につきましては、各答申文案の表題、最低賃金額、効力発生の日のみを読み上げます。

なお、各専門部会におきましても説明させていただいたところですが、令和6年4月の日本標準産業分類改定に伴いまして、答申文別紙の2、適用する使用者内におきまして、これまでカンマで表されていた箇所が全て読点に改められておりますことを御報告いたします。

**岡田会長**

ただいま事務局から読み上げていただいた4業種の特定最低賃金の改正決定にかかる答申文案につきまして、何か御質問・御意見等がございますか。

**岡田会長**

よろしいですか。それでは4業種の特定最低賃金の改正決定に係る答申文案により広島労働局長へ答申したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

**岡田会長**

それではこれもちまして御承認いただいたものと認めます。4業種の特定

最低賃金の改正につきまして、広島労働局長に答申することとします。事務局は答申文を用意願います。

#### **檀上室長**

それでは答申文を御用意いたします。

(岡田会長から小沼労働局長へ答申)

#### **岡田会長**

ただいま答申をいたしましたので、小沼労働局長より御挨拶をお願いしたいと思えます。

#### **小沼労働局長**

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ審議会に御参集くださり、広島県特定最低賃金額改正について御審議の上、答申をいただいたことにつきましてお礼を申し上げます。

広島県特定最低賃金の金額改正につきましては、8月21日の審議会で諮問させていただき、今年度は7業種の専門部会に別れて御審議をいただいております。本日はそのうち4業種について答申をいただいた訳ですが、その取りまとめに当たりましては、公労使それぞれの立場を含めまして専門部会において慎重かつ熱心に御審議をいただいたものと了解しております。御審議いただいた専門部会の委員の皆様には、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

また、残る3業種につきましては、引き続き専門部会におきまして、御審議をいただくこととなりますので、御多忙のところ大変ではございますが、専門部会の委員の皆様には御協力お願い申し上げたいと思えます。

続きまして、本日の答申を踏まえた今後の対応になりますが、年内発効に向けまして事務局にて所要の手続きを進めてまいることといたしております。

広島県特定最低賃金が正式に決まりましたら、周知広報を進めますとともに、

履行確保に向けて私どもの方もしっかりと指導していきたいと考えております。

併せまして、8月5日の広島県最低賃金改正の答申の際にもいろいろと要望をいただいておりますので、その中で中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備、それから年収の壁対策、こういったものにつきまして、このあと事務局の方から説明させていただきますが、制度の拡充でありますとか、諸手続きの見直しなどに取り組むことといたしております。委員の皆様におかれましても、こうした取組への御協力ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。以上簡単ではございますが、本日の答申についてのお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

#### **岡田会長**

ありがとうございました。

報道機関の皆様のご撮影及び録音はここまでとさせていただきます。

続きまして、今後の公示等の予定について、事務局から説明をお願いします。

#### **檀上室長**

本日、答申をいただきました4つの広島県特定最低賃金の改正決定につきましては、本日付けで異議申出の公示をいたします。異議申出の締切日は、最低賃金法の規定により、15日後の11月14日木曜日となります。公示期間内に異議の申出がありましたら、11月15日金曜日の午前10時00分から2号館6階第7号会議室で開催予定の審議会において御審議をお願いすることとなりますが、異議申出がなかった場合には、11月15日の審議会は開催いたしません。審議会を開催する場合、皆様に御連絡させていただきます。異議申出があった場合には、内容も併せてお知らせします。

異議申出がない場合、又は、異議申出のあった場合でも11月15日開催予定の本審で御審議いただいた結果が、本日の答申どおりとされた場合には、その

後の事務処理を速やかに進め、本日答申いただいた4つの特定最低賃金については11月28日木曜日に官報公示となり、効力発生日は答申どおり、指定日発効として、12月31日となる予定です。なお、本日の答申内容につきましては、今後プレス発表を行う予定としております。

以上でございます。

### 岡田会長

はい、ありがとうございました。

では、議事3「その他」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

### 檀上室長

はい、去る8月21日に当審議会から地域別最低賃金の改正決定についての答申をいただいた際、審議会から3つの要望がなされておりましたが、その対応結果について御報告いたします。資料No.7通し番号49ページの答申文写を御覧ください。

答申文の中段から、審議会からの付帯決議事項が記載されています。

答申内容につきましては、8月5日答申をいただいた日に直ちに厚生労働省には報告をしております。要望事項は3項目ございますので、各項目について御説明いたします。

- 1 「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備については、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知徹底に努めることを要望する。」という要望事項についてですが、資料No.8-1及び8-2通し番号51ページから58ページのリーフレットを御覧ください。

政府は、各種支援策において、事業者が活用しやすくなるような諸手続きの見直しや制度の拡充を図っているところです。厚生労働省では、業務改善助成金の制度の拡充を図っております。

- 2 「価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。」という要望事項についてですが、資料No.8-3及び8-4を御覧ください。これらの資料は令和6年3月13日総理大臣官邸で開催された「政労使の意見交換」において提出された資料です。

資料No.8-3は、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局が作成した適切な価格転嫁に向けた政府の取組状況のフォローアップに関する資料です。

資料No.8-4は、公正取引委員会が作成した適正な価格転嫁の実現に向けた取組、コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に対する特別調査、買ったたき、減額などに該当する事案に対する厳正かつ積極的な法執行に関する資料です。

また、当局では、令和6年9月に中国経済産業局長及び公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所長に対し、広島県最低賃金の改定を周知するとともに、中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた環境整備について要請を行っております。

- 3 「最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を要望する。」という要望事項についてですが、資料No.8-5通し番号74ページを御覧ください。「年収の壁・支援強化パッケージ」とありますが、これは政府がフルタイム労働者だけでなくパートタイム労働にも賃上げの流れを波及させていくために、本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境が重要として決定されたものであり、政府全体として周知広報することとされており、広島労働局におきましても、周知に取り組んでいるところです。

以上でございます。

**岡田会長**

はい、ありがとうございました。

事務局より当審議会の答申文の付帯決議への対応状況の説明を受けました。これについて、質問等ございますか。

(質疑なし)

**岡田会長**

続きまして、次回本審の開催日程につきまして、事務局から御説明をお願いします。

**重弘室長補佐**

はい、次回本審の開催日程についてですが、先ほど壇上から御説明申し上げたとおり、特定最賃の改正決定に係る異議申出がなされた場合、11月15日、金曜日午前10時に審議会を開催する予定とさせていただいております。したがって、委員の皆様方に審議会を開催する旨の御案内を差上げる予定でございますが、今日、御案内を準備させていただいておりますので、この場で配付させていただいて、よろしいでしょうか。

**岡田会長**

はい、お願いします。

**重弘室長補佐**

(案内文書配付)

続きまして、その次の本審につきましては、現在審議中の3業種の特定最

低賃金につきまして、各専門部会で承認されましたら、本審を開催し委員の皆様にご審議いただくこととなります。その後異議申出の公示を行い。異議の申出があれば異議審となります。

日程については、後日連絡させていただきます。

なお、来年3月には、本年度最後の審議会を開催予定です。議題は、主として広島県特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止決定と令和7年度広島県特定（産業別）最低賃金の改正の申出に関する意向表明について御審議をいただく予定です。日程は後日調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

#### **岡田会長**

はい、ありがとうございました。

特定最低賃金の異議申出があった場合には、11月15日金曜日の午前10時から審議会を開催することとなりますので、各委員には日程確保をよろしくお願い致します。これについて何か御意見はございますか。

（意見なし）

それでは、11月15日に審議会を開催する場合は、公開といたします。

その次の本審は、3業種の特定最低賃金の審議及び異議審です。いずれも公開です。

来年の3月は、専門部会の廃止決定と特定最賃申出の意向表明について審議予定ですので、広島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき審議を公開といたします。事務局は準備をお願いします。

#### **岡田会長**

そのほか、各委員から、何かありますでしょうか。

### 中野委員

特定最低賃金の廃止の本審の委員以外の臨時の委員に送られる際に、時々勘違いされるのが、廃止をするということで、来年からはないのでは、というお言葉をいただくので、今年度の分が終了するとか、何か分からない人が見て分かるような一行でも書き方があれば助かるかと、御検討いただければと思います。

### 岡田会長

その点、文書工夫してください。よろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

### 橋本委員

11月15日異議審が開催される場合、連合広島の大大会と重なるということで、全員出席は叶わないかなと思いますので、3名くらい出席させていただくことで、調整させてください。

### 岡田会長

異議申出があった場合は、11月15日金曜日午前10時からということでよろしく願いいたします。

そのほか特にありませんか。

事務局からいかがですか。

### 檀上室長

ございません。

### 岡田会長

それでは、これで第557回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。皆

様、ありがとうございました。お疲れ様でした。